ホットな情報をお伝えします

総福研 fax news 210614

トピックス

人口減少と少子化が加速。今年の出生数は80万人弱？

～厚生労働省が「人口動態統計月報年計(概数)の概況」を公表～

◆厚生労働省が６月4日に発表した「令和２年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」によると、同年の出生数は前年よりも２万4,407人減少して84万832人、死亡数は8,445 人減少して137万2,648人となりました。合計特殊出生率は５年連続低下して1.34まで落ち込み、また出生数から死亡数を差し引いた自然増減数はマイナス53万1,816人と、過去最大の減少となりました。

参考資料の図表１は平成２(1990)年からの出生数と死亡数の推移です。出生数は、平成12(2000)年までは120万人辺りを推移していましたが、その後減少に転じ、平成17(2005)年には110万人を、平成28(2016)年には100万人を、令和元(2019)年には90万人を下回り、減少の加速が見て取れます。

国立社会保障･人口問題研究所が2017年にまとめた将来推計人口の中位値では、2020年時点の合計特殊出生率を1.43として同年の出生数を90万2千人と推計していますが、実績はこれよりも６万人以上少なくなりました。

2020年の結婚件数は戦後最少の52万5,490件でしたが、結婚件数と翌年度の出生数の割合がこの20年間は概ね1.5倍(2020年は1.40倍)で推移していることから考えると、2021年の出生数はさらに大きく減少し、80万人を下回る可能性が高いです。

一方死亡数は、1990年の82万305人からほぼ一貫して増加、その間、2005年に出生数を上回り、2007年からは14年連続してその差が拡大してきています。ただし将来推計人口では2020年は141万4千人で、こちらも実績は４万人程度少なくなっているため、自然増減数の差は２万人にとどまっています。

少子化対策が進むことにより将来のわが国の経済や社会保障制度が維持されることも必要ですが、高齢化と生産年齢人口の減少に対応する社会の構築も求められます。（事務局）

資産総額の変更登記も延期可に

～今年も追加の事務連絡が発出されました～

◆厚生労働省社会･援護局福祉基盤課が、６月１日付で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その５）」を発出しました。

この事務連絡は、本年２月12日に発出された同名事務連絡（その４）(faxnews210224参照)の続編ですが、その際「同年６月５日付当課事務連絡の記載事項については、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、おって連絡する。」と記載されていた部分が付加された事務連絡です。

具体的には、前回通知の末尾に、「６　資産の総額の変更の登記について」として「組合等登記令(昭和39年政令第29号)第３条第３項に規定する資産の総額の変更の登記については、昨年同様、その期限を過ぎて登記申請がされた場合であっても、各法務局･地方法務局において、４に規定する取扱いを踏まえた対応がされることを確認したので、この点、所轄庁においては管内法人に周知を図られたいこと。」と付け加えられました。すなわち６月末までに作成、所轄庁への提出が求められている計算書類、事業報告とその附属明細書、財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書の期限については、所轄庁に向けて前回通知で柔軟な対応が要請されましたが、毎事業年度末日から３月以内(＝社会福祉法人では６月末)が期限とされている資産の総額の変更の登記についても、所轄庁の取扱いを踏まえた対応がされるということです。

もちろん全ての場合で期限の延長が認められるという訳ではありません。法人としては例年通りの事務処理を目指し、コロナによる日程の遅れで期日を守れない場合に、先ず所轄庁と協議してください。(事務局)

障害者の雇用と福祉の連携強化

～厚生労働省が検討会報告書を公表～

◆６月９日、厚生労働省は「障害者雇用･福祉施策の連携強化に関する検討会」(座長：駒村康平慶應義塾大学経済学部教授)の報告書を取りまとめ公表しました。

この検討会は、昨年９月に取りまとめられた「障害者雇用･福祉連携強化プロジェクトチーム」の中間報告を踏まえ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向けて、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として、昨年11月に立ち上げられ、①障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方、②障害者就労を支える人材の育成･確保、③障害者の就労支援体系の在り方をテーマとしてワーキンググループを設け、議論が進められました。

議論の中では、就労継続支援事業（Ａ型･Ｂ型）については現在、原則として企業等での就労中の利用は想定していませんが、障害者の多様な就労ニーズを考えたとき、企業等において短時間勤務し、それ以外の時間については就労継続支援事業の中で働くという選択肢も必要ではないか、という意見もありました(参考資料の図表２参照)。

また、現在は雇用率の対象が週所定労働時間20時間以上の労働者となっているためそれを下回る短時間労働は雇用が進みにくいが、例えば就労継続支援を併用したことにより結果として従業員が週20時間未満の短時間雇用になった場合は雇用率カウントの対象に加える(積み上げ方式等)などの方策もあり得るのではないか、等の意見もありました。

今後、この報告書で示された方向性を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会及び社会保障審議会障害者部会において、制度所管ごとに具体的な議論が進められる予定です。（事務局）

お知らせ

◆本年の総合福祉研究会全国大会(第37回)は、新型コロナウィルス感染懸念もあることから、10月29日(金)の１日のみにて開催することを決定を致しました。開催場所は東京の都市センターホテルです。時間や内容等の詳細は決定次第、メール等でご連絡を致します。皆様ご予定をご確認くださいますよう、お願い致します。

◆ FAX NEWS（PowerPointにて制作）は下記URL総福研ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

一般財団法人
総合福祉研究会
本部事務局
ＴＥＬ：03-5961-6061
ＦＡＸ：03-3915-2661
〒170-0004
東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階
E-Mail info@sofukuken.gr.jp
ＵＲＬ http://www.sofukuken.gr.jp/

◆図表1　平成2（1990）年～令和2（2020）年の出生数と死亡数

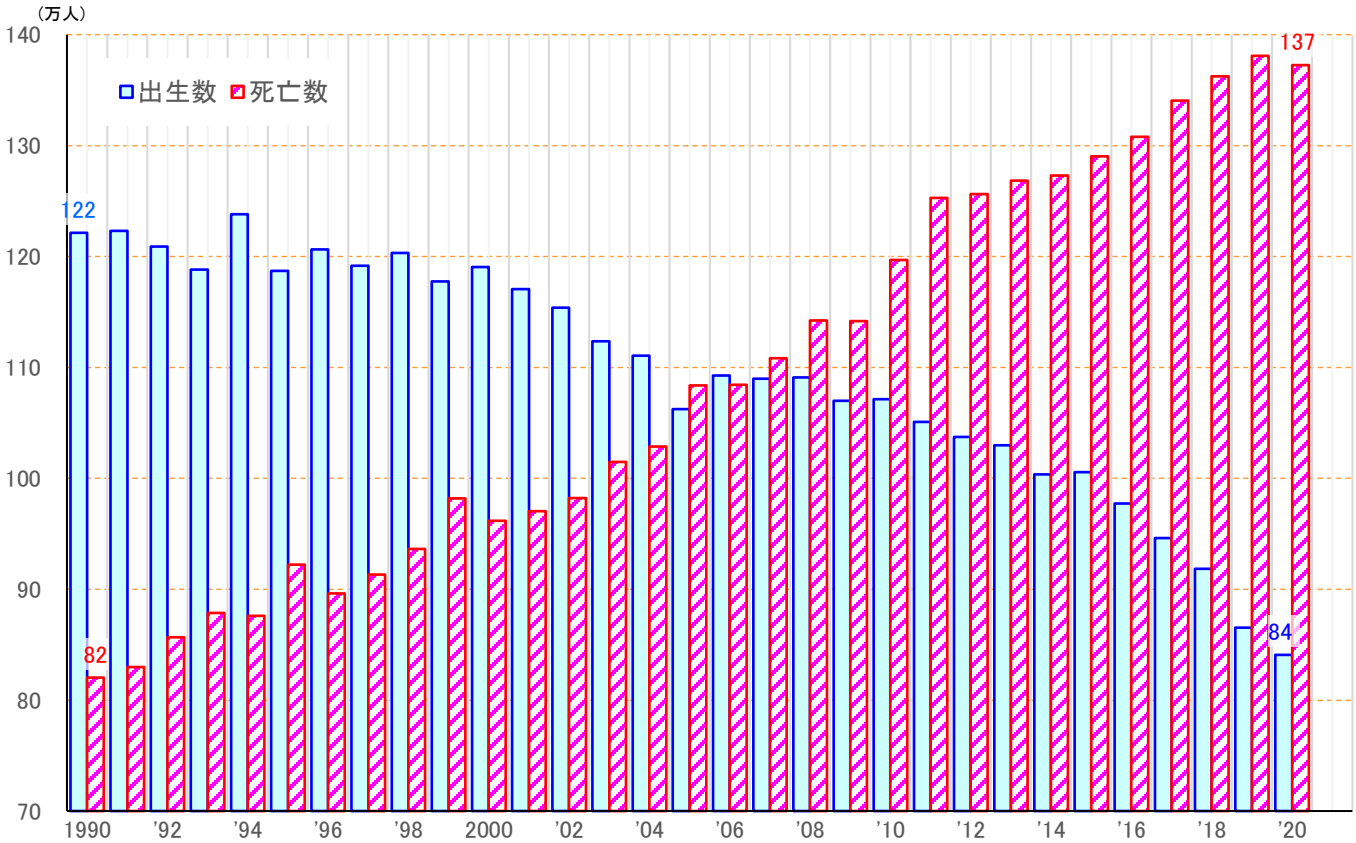

資料：2021.06.04厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」から作成

◆図表2　企業等における就労と就労継続支援事業の関係について（イメージ）

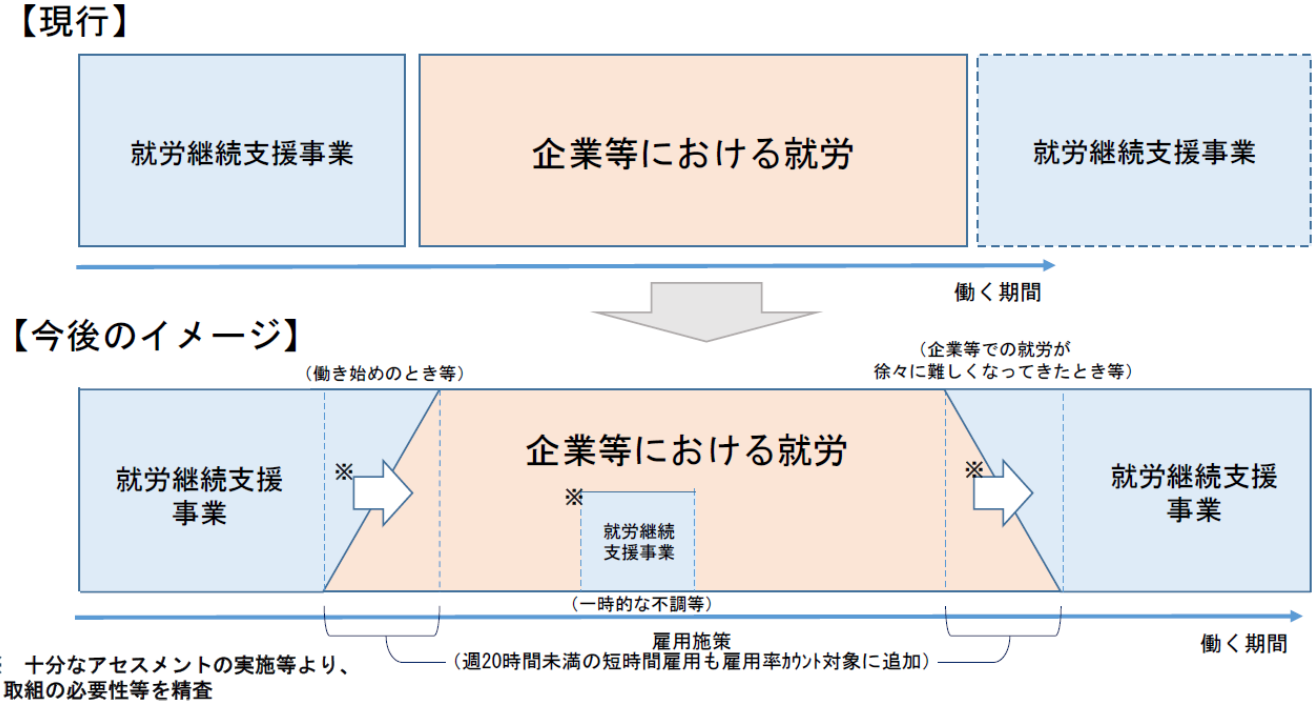

※　十分なアセスメントの実施等より、
取組の必要性等を精査

【今後の検討に当たって、ワーキンググループでの主な指摘事項】
- 障害者本人や企業等の意向等を踏まえ、その目的、必要性、具体的な支援内容を精査するプロセスを組み込むことが必要であり、これらを把握、整理する上で、障害者本人を中心に、十分なアセスメントを実施することが重要
- 企業等にとっても、一時的な不調等により立て直し等が必要な方が一定期間福祉施策を併用して働き続ける取組は必要であるが、企業等が安易に併用を選択することがないよう、留意する必要がある
- あくまでも企業等での就労に軸足を置いた対策として、徐々に軸足を就労先企業に移していくといった明確な方針もとで制度設計すべき
- 永続的なものとなると、障害者本人にとっても負荷がかかる懸念がある。併用できる期間を区切るなど、従来の「就労継続支援事業」とは異なる運用をすべき
- 就労継続支援事業の定義が「通常の事業所で雇用されることが困難な障害者について、必要な訓練を行う事業」となっていることとの法令上の整理が必要

資料:2021.06.08厚生労働省「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」から